

個別の対応について

1 概要

臨時休業中に、児童生徒や保護者が生活面や学習面などについて教員等に個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施する。

2 実施方法

(1) 来校相談

- ・ 小学校低学年や特別な支援を要する児童生徒は、保護者同伴の来校とすること。
- ・ 事前に、児童生徒の来校時刻を調整し、児童生徒同士の接触を極力避けること。
- ・ 入校の際に、手洗い、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 児童生徒が一人で来校する際は、「健康観察シート」等による来校当日の健康状態の確認を行うこと。
- ・ 使用する教室等の換気、清掃、消毒など、衛生環境の確保に努めること。
- ・ 通常の学習相談や進路相談については、今後実施予定の分散登校で対応すること。

(2) 家庭訪問

- ・ 来校相談が難しい場合に保護者在宅中に行うこと。
- ・ 通常の家来訪問と同様、原則、教員の勤務時間内に行うこと。
- ・ 事前に、保護者と相談内容や訪問時間について相談すること。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣について、各活用事業実施要項に基づくとともに、上記(1)、(2)を参考に感染症予防に留意して実施することができる。

(4) その他

- ・ 電話による相談や連絡は適宜行うこと（メールによる相談は行わない）。

3 留意事項

- ・ 保護者や児童生徒、教員等に風邪等の症状がある場合は、来校相談、家庭訪問を延期するなどして対応すること。
- ・ 面談時間は30分程度にとどめること。
- ・ スクールカウンセラーと児童生徒や保護者との面談については、30分を目安とするが、相談内容に応じて、適宜実施すること。その場合も、長時間とならないよう、配慮すること。
- ・ スクールソーシャルワーカーと児童生徒や保護者との面談も同様とすること。
- ・ 高等学校及び中等教育学校後期課程においては、生徒の状況に応じて、上記「2 実施方法」を参考にしながら、適宜、実施すること。